

令和 **N** 年寄附分 市町村民税 寄附金税額控

記入例

令和 **N** 年 **5** 月 **10** 日
 提出日を記入
 枚方市長 殿

寄附をした年を記入
 ※年度ではありません

整理番号

フリガナ **ヒラカタ タロウ**
 氏名 **枚方 太郎**

住所 **枚方市大垣内2丁目1番20-201号**

個人番号 **1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2**

性別 **男** 女

生年月日 **40 12 31**
昭平令

申請書に加え、個人番号確認書類及び本人確認書類が必要です。

・個人番号カードをお持ちの方 … **Aの書類**
 ・個人番号カードをお持ちでない方 … **BまたはCの書類**

| 番号確認 | 本人確認 | |
|--|--|---|
| 個人番号カード(裏面)の写し | 個人番号カード(表面)の写し | A |
| 以下のいずれか 1種類 ・個人番号通知カード ・個人番号が記載された住民票 ・住民票記載事項証明書 等の写し | 顔写真付きの本人確認書類 1種類 ・運転免許証 ・パスポート ・住民基本台帳カード 等の写し | B |
| | 顔写真なしの本人確認書類 2種類 ・各種健康保険証 ・印鑑登録証明書 ・年金手帳 等の写し | C |

太枠内の項目(住所、氏名(フリガナ)、個人番号、性別、電話番号、生年月日)を全て記入。(注意)記載内容について、年内に変更が生じた場合は、申告特例申請事項変更届出書の提出が必要です。枚方市のホームページからダウンロードできます。

（注）当該（ ）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団 **寄附をした年月日と寄附金額を記入**

| 寄附年月日 | 寄附金額 |
|-------------------------------------|-----------------|
| 令和 N 年 5 月 3 日 | 10,000 円 |

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるため、申告の特例の対象となる場合、それぞれ下の欄の□に**②に該当**

確定申告の提出不要者であり、住民税申告も提出不要者である場合に限り、チェックをしてください

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項)

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税に係る寄附金税額控除の控除を受け、かつ、当該寄附金に係るものとみなされる確定申告書の提出を要しない者

ワンストップ特例申請の寄附先が、年間で5団体以下であると見込まれる場合のみ、チェックをしてください

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である

- ワンストップ特例(寄附金税額控除に係る申告特例申請)は、確定申告や住民税申告を要しない方が「ふるさと寄附金」をした際に簡易な申請をすることで、確定申告等の税務申告手続きをしなくても、所得税、住民税の控除が受けられる特例制度です。
 - 寄附をされる窓口にて申請書を受け取り(又は郵送)、記入後、広報プロモーション課(〒573-8666 枚方市大垣内町2-1-20 枚方市役所 市長公室 広報プロモーション課 宛)へ郵送してください。
 ※申請書に加え、個人番号及び本人確認の書類を添付してください。(上記の図を参照してください)
 - 地方税法の規定により、ワンストップ特例申請をされた方が確定申告や住民税申告をしてしまった場合は、ワンストップ特例の申請自体がなかったものとして取り扱われます。
 - そのため、ワンストップ特例申請をした後に、医療費控除等の控除の追加や新たな所得の発生により確定申告や住民税申告の必要性が生じた場合は、確定申告等の税務申告にて必ず寄附金控除の手続きも行ってください。
 - ワンストップ特例の申請数が年間6団体以上の場合は、ワンストップ特例の申請が無効になりますので、ご注意ください。
 - 記載内容について、年内に変更が生じた場合は、「申告特例申請事項変更届出書」の提出が必要です。「申告特例申請事項変更届出書」は枚方市のホームページからダウンロードできます。
- ◎ご不明な点があれば、枚方市役所 市長公室 広報プロモーション課(072-841-1258 ダイヤルイン)までお問い合わせください。

※申請書の提出は寄附日の翌年1月10日までとなっております。